

第二種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名 称 イプラ・ジャパン合同会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都中央区銀座八丁目16番6号銀座ストラパックビル3階

主たる機能を
有する事務所
の名称 イプラ・ジャパン合同会社

許 可 の 令和6年3月28日から
有効期間 令和11年3月27日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第二種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

令和6年3月14日

農林水産大臣 坂本 哲志